

感推第1076号の2  
令和6年3月27日

一般社団法人岐阜県医師会長 }  
一般社団法人岐阜県病院協会長 } 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の外来医療体制について

平素より、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の本年4月以降の外来医療体制については、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）（以下「国事務連絡」という。）で示された国の方針を踏まえ、本県においても、外来対応医療機関の指定・公表は本年3月末をもって終了し、4月以降は、広く一般の医療機関において新型コロナの診療に対応する通常の医療体制といたします。

なお、今回の指定・公表の終了にあたり、各医療機関から県に対し御提出いただく書類等はありません。

貴会におかれましては、貴会会員の医療機関に対し、外来対応医療機関の指定・公表は本年3月末をもって終了し、4月以降は、広く一般の医療機関において新型コロナの診療に対応する通常の医療体制となることを御周知いただきますようお願いいたします。

なお、各医療機関、各保健所に対し、別添(写)のとおり通知しておりますことを申し添えます。

令和6年3月末まで

感染症対策推進課	医療・検査体制対策室	検査対策係
担当係長	今 西	担 当 松 野
電話番号	058-272-1111 (内線 3348)	

令和6年4月以降

感染症対策推進課	医療機関支援係	
担当係長	広 江	担 当 後 藤
電話番号	058-272-1111 (内線 3344, 3345)	



感推第1076号  
令和6年3月27日

各医療機関の長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の外来医療体制について

平素より、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の本年4月以降の外来医療体制については、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）（以下「国事務連絡」という。）で示された国の方針を踏まえ、本県においても、外来対応医療機関の指定・公表は本年3月末をもって終了し、4月以降は、広く一般の医療機関において新型コロナの診療に対応する通常の医療体制といたします。

なお、今回の指定・公表の終了にあたり、各医療機関から県に対し御提出いただく書類等はありません。

各医療機関におかれましては、今回、国事務連絡において示された下記「応招義務の考え方」の内容を踏まえ、4月以降も引き続き、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行っていただくとともに、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

< 応招義務の考え方（国事務連絡から抜粋） >

- 新型コロナウイルス感染症に係る医師等の応招義務については、緊急対応が必要であるか否かなど、個々の事情を総合的に勘案する必要がある。
- その上で、患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナにり患している若しくはその疑いがあるということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しない。

令和6年3月末まで

感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係			
担当係長	今 西	担 当	松 野
電話番号	058-272-1111（内線 3348）		

令和6年4月以降

感染症対策推進課 医療機関支援係			
担当係長	広 江	担 当	後 藤
電話番号	058-272-1111（内線 3344, 3345）		

感推第1076号の3  
令和6年3月27日

岐阜市保健所長  
各保健所長 } 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の外来医療体制について

平素より、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の本年4月以降の外来医療体制については、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）（以下「国事務連絡」という。）で示された国の方針を踏まえ、本県においても、外来対応医療機関の指定・公表は本年3月末をもって終了し、4月以降は、広く一般の医療機関において新型コロナの診療に対応する通常の医療体制といたします。

なお、今回の指定・公表の終了にあたり、各医療機関から県に対し御提出いただく書類等はありません。

各保健所におかれましては、管内全医療機関（外来対応医療機関を除く。）に対し、別添医療機関あての通知を送付し、外来対応医療機関の指定・公表は本年3月末をもって終了し、4月以降は、広く一般の医療機関において新型コロナの診療に対応する通常の医療体制となることを御周知いただきますようお願いいたします。

なお、一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会に対し、別添（写）のとおり通知しておりますことを申し添えます。

令和6年3月末まで

感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係			
担当係長	今西	担当	松野
電話番号	058-272-1111（内線3348）		

令和6年4月以降

感染症対策推進課 医療機関支援係			
担当係長	広江	担当	後藤
電話番号	058-272-1111（内線3344, 3345）		